

下水道使用料の見直しに関する市民説明会

市民の意見・質問に対する回答要旨

1. 使用料見直しの必要性・内容について

(1) なぜ今回使用料を値上げする必要があるのか

質問・意見	今回の値上げの理由がよく分からない。具体的にどのような費用のために値上げが必要なのか。
回答要旨	下水道事業は、これまで施設整備のために多額の企業債（借金）を発行しており、合併時（平成 16 年度末）の残高は 726 億円にもなりました。現在も毎年 40 億円あまりの元利償還が続いています。 また、施設の老朽化が進むなか、維持管理費の増加と将来の改築・更新費用の積立が不可欠です。今年度の当初予算では維持管理費に加え、年間 16 億円あまりの建設改良事業を行う方針としています。 さらに、物価高騰による維持管理費の上昇も重なり、将来的に現行使用料（年間収入 16 億 1,300 万円程度）では事業費を賄うことができない状況です。10 年間（2027～2036 年度）の算定期間において、約 24 億円程度が不足する見込みであり、平均 15.8%の値上げが必要と試算しています。 今回の改定は、現在の市民にのみ負担を求めるのではなく、将来にわたって安定的に下水道サービスを提供し続けるために必要な措置です。

(2) 算定期間を 5 年から 10 年とした理由は何か

質問・意見	5 年ごとの見直しサイクルが 10 年に変わることを意味・理由を教えてください。
回答要旨	下水道使用料は 5 年ごとに見直すこととしていますが、次回算定期間（2032～2036 年度）に急激な値上げが必要となる見込みであるため、10 年間（2027～2031 年度）の見通しを立てたうえでの見直し案としています。 10 年間の収支見通しを立てることで、次回算定期間での急激な値上げを避け、なだらかな見直しとしています。今後も 5 年ごとに経営状況の点検・見直しを行い、市民負担の軽減に努めます。

(3) 9 月議会での議決・来年 4 月施行のスケジュールで間違いはないか

質問・意見	改定案は 9 月議会で議決され、来年 4 月から施行予定と理解しているが、間違いはないか。
回答要旨	現時点での予定としては、今回の市民説明会とパブリックコメント等を経て市としての方針を決定し、9 月議会に改定案を提案することを考えています。 ただし、今回の見直し案は公営企業審議会の答申内容であり、市民の皆様のご意見を踏まえたうえで最終的な市の方針を決定します。

2. 使用料体系（基本使用料・従量使用料）について

(1) 基本使用料のみ引き上げることは公平か ー少量利用者・高齢者への配慮ー

質問・意見	基本使用料だけを上げると、水道の使用量が少ない高齢者や少人数世帯の負担割合が相対的に大きくなり、不公平ではないか。 「使う人が多い・少ない」かに関わらず基本使用料が同額であることの公平性について再検討の余地があるのでは。
回答要旨	基本使用料は使用水量にかかわらず一定額を全利用者に負担いただくものであり、少量利用者への相対的な負担感が生じることは認識しています。 一方、下水道事業は使用水量の多寡に関わらず、管路・処理場等の固定施設を常に維持管理する必要があり、費用の多くが固定費です。日本下水道協会が示す算定例においても使用料収入全体に占める基本使用料割合を30%としており、固定費に対応する費用は基本使用料として回収することが適切とされています。 今回、固定費割合を現行の15%から30%に引き上げることで、節水傾向による収入減のリスクを抑え、経営の安定化を図ります。 ただし、30%が最適かなどを、今後の市民説明会やパブリックコメント等でいただくご意見を踏まえ検討します。

(2) 節水が進むと収入が減り、経営が悪化するのでは

質問・意見	節水技術の進歩や人口減少で使用水量が減ると、従量使用料による収入が下がり、経営が悪化するのでは。
回答要旨	人口減少・節水傾向による使用水量の減少は、下水道事業経営の大きなリスクです。 そのため今回の見直しでは、収入が使用水量に過度に依存しないよう、基本使用料（固定収入）の比率を高める方向で見直しを行っています。これにより、使用量が減少しても一定の収入が確保でき、経営の安定につながります。

3. 財源構造・一般会計繰入金について

(1) 下水道事業費の財源である一般会計繰入金の内訳が分かりにくい

質問・意見	処理原価（1 m³あたり 371.8 円）と使用料収入の差、残り（約 16 億円相当）が一般財源等で賄われていると理解するが、仕組みが複雑で分かりにくい。もっと分かりやすく説明してほしい。 誰がどれだけ負担しているのかを明確にしてほしい。
回答要旨	下水道事業の費用負担は複数の財源が組み合わさっているため説明します。 【費用負担の大まかな構造】 ①使用料収入（利用者負担）：年間約 16 億 1,300 万円 ②一般会計繰入金（税負担）：年間約 26 億 1,200 万円 ③国庫補助金（国の負担）：年間約 7 億 4,000 万円 ④企業債：年間約 17 億円 一般会計繰入金については、総務省が示す基準に基づき、雨水処理や不明水など、使用料だけでは回収しない費用分等を税で補う仕組みです。このうち約 4 割程度が国からの財政措置で賄われています。

(2) 超過課税の税収と下水道事業会計への充当状況

質問・意見	超過課税（固定資産税・個人市民税・法人市民税の超過分）の税収額（5億円程度との認識）のうち、下水道会計にいくら繰り入れているのか。 都市計画税から超過課税に切り替わった経緯も含めて説明してほしい。
回答要旨	超過課税については、2025年度で4億9,900万円（内訳：個人市民税分5,300万円等）となっています。 経緯については、合併前は旧豊岡市地域のみを整備した都市基盤に対して都市計画税が課されていました。合併後、都市計画税の適用地域を豊岡市全域に整理したことに伴い、下水道や道路、公園等の都市基盤を整備する事業の財源を市全域で公平かつ広く薄く負担していただく仕組みとして、固定資産税・個人市民税・法人市民税に超過課税を導入しました。超過課税相当額のほぼ同額を下水道事業会計への繰出金に充てています。 詳細は市ホームページの「超過課税」ページでもご確認いただけます。

(3) 一般会計繰入基準の見直しの余地はないか

質問・意見	使用料値上げより先に、繰入基準を見直すことで一般会計からの負担を増やすことはできないか。
回答要旨	一般会計からの繰入については、総務省の繰出基準に基づき、雨水処理費など「本来税で負担すべき費用」を計上しています。 この基準を超えて一般会計から繰り入れることは、他の行政サービスとの均衡の観点から慎重な判断が必要です。また、「受益者が負担する」という下水道事業の基本原則からすれば、使用料での回収は不可欠です。 引き続き、繰入金と使用料の適正化を組み合わせながら、市民負担が過度にならないよう配慮します。

4. 有収率・不明水について

(1) 有収率が約85%と低い。不明水とは何か。今後どう改善するのか

質問・意見	有収率が約85%（15%程度が不明水）とのことだが、不明水はどこから来ているのか。有収率90%以上を目指すべきではないか。神戸市や西脇市等は90%超と聞く。
回答要旨	有収率とは、処理した汚水量のうち、使用料を徴収できた水量の割合です。約85%という数値は、15%程度が「不明水」（使用料を徴収できない水量）であることを示しています。 不明水の主な原因としては、①管路の老朽化・損傷からの地下水・雨水流入、②管路接合部からの流出などが考えられます。 有収率を高い水準に持っていく必要があることは強く認識しています。 不明水が多い地域については、管路の調査・点検を計画的に進め、不明水の発生箇所を特定・改善することで有収率の向上に引き続き取り組みます。

(2) 不明水の費用は誰が負担しているのか

質問・意見	不明水の処理費用は使用料を払っている市民が負担しているのか、一般会計が負担しているのか。
回答要旨	不明水の処理費用は、一般会計からの繰入金算定において地下水量を考慮しており、その一部は税で負担いただいている形となっています。 一方で、不明水が多いほど処理コストが増え、使用料収入との差が拡大するため、結果として使用料の値上げ幅にも影響します。有収率の向上は、市民負担の軽減にも直結しますので、引き続き改善に向け取り組みます。

5. 接続率・未接続世帯への対応について

(1) 地区によって接続率に差があるのはなぜか

質問・意見	出石町の水洗化率が94.8%と高い印象だが、なぜ未接続が332戸と多いのか。城崎町は接続率が低いと聞く。
回答要旨	水洗化率の対象となるのは人口であり、事業所は対象外となります。 出石町だけでなく、市内全域において経済的な理由や後継者不在等の理由で未接続の世帯があります。 出石町（水洗化率94.8%：供用開始人口8,517人のうち水洗化済み8,073人）も、こうした個別事情により残りの5.2%に近い332戸が未接続となっています。 接続率の向上は使用料収入の増加に直結するため、引き続き個別訪問・相談対応等により接続促進に努めます。 城崎町の水洗化率は87.8%です。

(2) 接続していない世帯に「みなし」で使用料を徴収できないか

質問・意見	接続していない世帯からも、収入確保のために「みなし」で使用料を徴収できないか。
回答要旨	下水道法上の原則として、公共下水道を使用していない方（未接続の方）からは使用料を賦課することはできません。 合併浄化槽やくみ取り等を使用している方については、別の処理区分・費用負担となっています。 接続率を高めることが収入増につながります。今後も接続促進の取り組みを継続します。

6. 施設の維持管理・更新・処理場統廃合について

(1) 施設の維持管理計画と更新工事の状況を教えてください

質問・意見	老朽化した施設の維持管理計画と更新工事の優先順位はどうなっているか。
回答要旨	施設の老朽化対策については、長寿命化計画に基づき優先度の高い施設から順次、計画的に実施しています。 今後は、人口減少を踏まえた施設規模の適正化（処理場の統廃合・集約化）を進め、更新費用と維持管理費の削減を図ります。大きな処理場に集約することで、スケールメリットを活かしたコスト削減が可能です。 能登半島地震の教訓も踏まえ、防災・耐震の観点からの優先整備も検討しています。

(2) 将来、浄化槽への転換や処理方式の変更はあり得るか

質問・意見	人口が減少する中で、一部地域を下水道（集合処理）から個別の浄化槽に転換することは検討されているか。
回答要旨	人口が極めて少ない地域においては、将来的に下水道（集合処理）よりも個別の浄化槽等の小規模処理施設の方がコスト面で有利になる可能性があります。 将来の技術革新や人口動態の変化を踏まえ、効率的・効果的な処理方式を研究・検討しています。現在は長寿命化（延命化）対策に取り組んでいます。

7. 経営改革、広域化・民間委託について

(1) 民間委託を進めると国の補助金が減るのでは。行政が担うことの安心感も大切では

質問・意見	民間委託を進めると国の補助金・助成が削減されるのではないかと。生活インフラである下水道を民間に委ねることに不安がある。
回答要旨	民間委託に対する不安は理解しています。国の補助金については、民間委託の形態によって補助の扱いが異なります。国が推進する官民連携の枠組みでは、一定の要件のもとで補助金を活用できる仕組みが整備されつつあるため、情報収集に努めます。 行政が責任を持ってサービスを継続することの安心感は大切であると認識しています。一方で、技術者不足等の課題もあります。 今年4月から経営改革担当を設置し、民間委託を含む幅広い経営改善の検討を開始しました。現時点で「委託する」と決定したものではなく、あくまでも検討の着手段階です。住民サービスの質を落とさないことを大前提に、慎重に検討します。

(2) 広域化や官民連携は検討しているか

質問・意見	人口減少の中でインフラ維持コストが増大している。近隣市町との広域化や官民連携は検討しているか。
回答要旨	広域化・官民連携については、国全体の方針として推進されており、本市でも情報収集と検討を始めています。 兵庫県下水道協会を通じた国への補助拡充要望も継続して行っています。技術者不足への対応という観点からも、広域化・官民連携の検討は避けられない課題と認識しています。 経営の効率化、施設の統廃合等、自助努力を積み重ねることが国の支援獲得にもつながるため、継続して取り組みます。

8. その他

(1) 農業集落排水・区域外（浄化槽・工業団地等）の扱いはどうなるか

質問・意見	工業団地・公衆浴場・外湯等で公共下水道区域外の場合、下水道使用料はどう扱われるのか。農業集落排水の扱いはどうなるのか。
回答要旨	公共下水道区域外にある施設（工業団地・区域外の旅館等）については、公共下水道には接続されていないため、各施設が浄化槽等で対応していただくことになります。 農業集落排水についても、公共下水道と同額の市内統一使用料としています。

(2) 近隣市町との使用料比較

質問・意見	近隣市町と比べてどうか。
回答要旨	本市の下水道使用料は現在、1か月20㎡使用した場合、税込みで3,410円であり、兵庫県内39団体中、高いほうから8番目です。 見直し後は4,202円となり高いほうから3番目となります。 しかし、近隣自治体との比較については、管路延長・処理場数・人口規模・過去の投資額等の条件が異なるため、一概に単純な比較は難しい面があります。 今回の改定後の使用料水準が、同規模・同条件の自治体と比較してどのような位置づけになるかについては、引き続き情報を収集します。

(3) 今後のスケジュール・パブリックコメントの扱い

質問・意見	説明会で出た意見はどう扱われるのか。パブリックコメント等の意見は反映されるのか。
回答要旨	市民説明会でいただいたご意見は、整理・検討します。また、パブリックコメント等を通じてご意見を募集し、その結果を踏まえて市としての最終方針を決定します。

【参考 1】 現行の使用料計算方法（税別）

	5m3の場合	20m3の場合	40m3の場合	75m3の場合	300m3の場合	1,000m3の場合
① 基本使用料	① 600円	① 600円	① 600円	① 600円	① 600円	① 600円
+	+	+	+	+	+	+
② 0~10m3	② (5m3×80円)	② (10m3×80円)	② (10m3×80円)	② (10m3×80円)	② (10m3×80円)	② (10m3×80円)
+	+	+	+	+	+	+
③ 11~30m3	③	③ (10m3×170円)	③ (20m3×170円)	③ (20m3×170円)	③ (20m3×170円)	③ (20m3×170円)
+	+	+	+	+	+	+
④ 31~50m3	④	④	④ (10m3×195円)	④ (20m3×195円)	④ (20m3×195円)	④ (20m3×195円)
+	+	+	+	+	+	+
⑤ 51~100m3	⑤	⑤	⑤	⑤ (25m3×220円)	⑤ (50m3×220円)	⑤ (50m3×220円)
+	+	+	+	+	+	+
⑥ 101~500m3	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥ (200m3×245円)	⑥ (400m3×245円)
+	+	+	+	+	+	+
⑦ 501m3~	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦ (500m3×260円)
下水道使用料	①+② 1,000円	①+②+③ 3,100円	①+②+③+④ 6,750円	①+②+③+④+⑤ 14,200円	①+②...⑥ 68,700円	①+②...⑦ 247,700円

【参考 2】使用水量別使用料

水量 (㎡)	現行使用料(円) ①	見直し後の使用料(円) ②	金額(円) (②－①)
0	660	1,452	792
5	1,100	1,892	792
10	1,540	2,332	792
20	3,410	4,202	792
30	5,280	6,072	792
40	7,425	8,217	792
50	9,570	10,362	792
100	21,670	22,462	792
500	129,470	130,262	792
1,000	272,470	273,262	792